

化学部会（2009年10月度）研修会報告

日時：2009年10月15日（木） 18:00～19:40

場所：（社）日本技術士会近畿支部 会議室

講演 農林水産業と知的財産権（今何が課題となっているか「知的財産権からの考察」）

秋葉恵一郎 技術士(化学部門) 日本技術士会登録「知財コンサルティングセンター副会長」

農産物を取りまく知的財産権（種苗法・特許法）に関する話題であり、化学と生物学は遺伝子工学など垣根が無くなってきていることから、農業と知的財産権の関係について技術士の仕事の観点からお話しする。

農産物の知的財産権である種苗法に関連した事件は多く、輸入差し止めなど有罪判決を得た例も多い。しかし種苗法は日本国内の全植物を保護対象とするが、国内のみが対象であり、バイオ技術まで踏み込んだ特許権による保護が重要になってきている。

農業は、農地をこれ以上増やせない、水資源を確保できない、土地の面積も増やせず反収も上がらない、という問題点を持っている。言い替えると農業は急速な経済成長の中で生きていくことが難しい産業である。また食料の生産が増えて潤沢になると人口が増えその結果食料が不足するという体質的ジレンマを抱えている産業でもある。

食糧増産に寄与しバイオテクノロジーを駆使した商品の例として、遺伝子組換え作物がある。特に大豆・綿花・トウモロコシ等で遺伝子組換え品の割合が増えてきており、大豆の作付面積は世界的に見ても64%が遺伝子組換え品になるなど、知的財産権を持つ企業による作物の囲い込みが進んでいる。知的財産権の確保と産業発展のバランスを取るための制度として「パテントプール」があり、国際標準の獲得を重点目標として日本政府はこの制度を支援している。仕組は製造や開発関連の複数の必須使用特許をプール管理会社が一括して管理し、企業等のユーザーにその利用を許すことである。特許権者はその件数に応じてロイヤルティを受け、プール管理会社はライセンスの供与・交渉・ロイヤルティ授受・配分などを遂行する。特許は農産物を保護する法制度のなかで、維持コストこそかかるが国際的に通用する制度であり、“攻めの農業”を行うためには必須の武器になる。日本の農業は「おいしさ」を求めて発展し質は高いので、特許を多面的に活用するべきであり技術士の活躍の場はおおいにあると考えている。

（文責 藤橋雅尚）